

長安口ダム操作規則

令和6年3月25日
(四国地方整備局訓令第17号)

四国地方整備局

国四整訓第22号 平成19年 4月 1日
国四整訓第12号 令和 2年 6月15日
国四整訓第17号 令和 6年 3月25日

長安口ダム操作規則

目 次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第9条）

第3章 貯水池の用途別利用（第10条～第12条）

第4章 洪水調節等（第13条～第20条）

第5章 貯留された流水の放流（第21条～第27条）

第6章 点検、整備等（第28条～第30条）

第7章 雑則（第31条）

附 則

第1章 総則

(通則)

第1条 長安ロダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 長安ロダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒3,000立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期 11月1日から翌年6月14日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高225.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高225.0メートルとし、第16条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第8条 貯水池の最低水位は、標高195.0メートルとする。

(予備放流水位)

第9条 予備放流水位の最低限度は標高215.7メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高215.7メートルから標高225.0メートルまでの容量最大1,680万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持の供給は、標高195.0メートルから標高225.0メートルまでの容量最大3,500万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、標高195.0メートルから標高225.0メートルまでの容量最大3,500万立方メートルを利用して行うものとする。
ただし、発電は第10条、第11条、第15条、第18条、第21条及び第24条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 那賀川河川事務所長（以下、「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 徳島地方气象台から那賀・勝浦地方において、大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
 - 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。
- 2 所長は、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、第13条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 所長は、第16条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認める場合において、第9条の規定により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、下流に支障を与えない範囲で、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒3,000立方メートルから毎秒6,400立方メートルまでの間であって増加し続けているときは、毎秒{(流入量-3,000)X0.705+3,000}立方メートルを限度として、放流すること。
- 二 流入量が最大に達した後は、第一号の方法による操作中における最大放流量を限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。
- 三 流入量が最大に達した後、第二号の規定による放流量に等しくなった以後、流入量が毎秒3,000立方メートルを下回るまでの間は第二号の方法による操作中における放流量を限度として放流すること。なお、流入量が毎秒3,000立方メートルを下回るまでの間に再び増加した場合は、第一号により放流すること。
- 四 流入量が毎秒6,400立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒5,400立方メートルに等しくなるまで、毎秒5,4

00立方メートルの水量を放流すること。

(洪水に達しない流水の調節)

第17条 所長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水調節等における水位の低下)

第18条 所長は、第16条本文の規定により洪水調節を行った後又は第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が予備放流水位を超えているときは、速やかに水位を予備放流水位を限度として低下させるため、洪水調節を行った後には、毎秒3,000立方メートルの水量を限度として、また洪水に達しない流水の調節を行った後には操作中における放流量のうち最大の放流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、上記によらず、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に、放流することができる。

- 一 水位が平常時最高貯水位、洪水時最高水位を超えると予想されるとき。
- 二 第15条の規定により予備放流を行うとき。
- 三 第16条の規定により洪水調節を行うとき。
- 四 第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。

- 五 第18条の規定により洪水調節等の後における水位の低下を行うとき。
- 六 第24条の規定により流水の正常な機能の維持のため放流を行うとき。
- 七 第28条の規定によりゲート又は放水管バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 八 その他細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量から日野谷発電所の使用水量（毎秒60立方メートル以内）を控除した量を超えないようにしなければならない。

- 一 第21条第一号、第四号の場合においては、流入量に相当する量
- 二 第21条第二号、第七号又は第八号の場合においては、毎秒500立方メートル。ただし、第21条第二号の場合において、特にやむを得ないと認めるときは、毎秒3,000立方メートル
- 三 第21条第三号、第五号又は第六号の場合においては、第16条、第18条又は第24条の規定による放流量

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第24条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めるときは、必要量を放流することができる。

(放流量等の決定)

第25条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、日野谷発電所の使用水量を確認して、放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

- 2 所長は、第1項の決定をしようとする場合においては、第16条の規定により洪水調節を行う場合、または第18条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせる場合を除き、あらかじめ

発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第26条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

2 所長は、第1項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法をあらかじめ定めておくものとする。

(ゲート等の操作)

第27条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第28条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、第1項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第29条 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 第28条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

(記録)

第30条 所長は、ゲート等を操作し、第28条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに第29条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(運用)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が別途定める。

附則 この規則は、平成19年 4月 1日から適用する。

附則 この規則は、令和 2年 6月15日から適用する。

附則 この規則は、令和 6年 4月 1日から適用する。